

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 16 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 34 件 |
| 国民年金関係 | 14 件 |
| 厚生年金関係 | 20 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、44年10月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和46年4月から47年3月まで

私は、A町役場の女性の集金人から「あなたは国民年金に入っていないから、遅れた分をこれから分割して納入してください。」という指導があり、納付時期については定かではないが、保険料を2万円ずつ3回ほどに分割して支払った覚えがあり、その後、その女性の集金人から「未納分は完了しました。」と言われたことも記憶しているので、昭和36年4月から40年3月までの未納とされている期間は保険料を完納したものと確信している。

また、昭和44年10月から45年3月までの期間と46年4月から47年3月までの期間の未納は全く信じられず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自身の分と併せて申立人の元妻の分も納付したとしているが、A町が保管する申立人の元妻に係る被保険者名簿を見ると、昭和36年度から39年度までの4年間の各検認記録欄にはいずれも「5,400」と記入されているほか、42年度の同欄には「1,350」、44年度と同欄にも「4,050」、「750」との保険料額とみられる数値が記入されており、これらの数値は、第1回特例納付実施期間(昭和45年7月から47年6月まで)中に未納とされていたとみられる期間の保険料を特例納付又は過年度納付により納付する場合の保険料額と一致していることから、このころ同町が申立期間の納付に必要となる保険料額について試算を行い、申立人に対して納付勧奨

を行ったことが考えられる。

また、申立人は、特例納付の制度について全く知らなかったとはしているものの、当時のA町役場の女性の集金人から、その時点で未納となっていた期間の保険料について「これから分割して納入してください。」という指導を受けて、申立人と同じ期間が未納となっていた申立人の元妻の分と合わせて二人分の保険料を2万円ずつ3回ぐらいに分割して集金人に毎月支払い、同集金人から「未納分は完了しました。」と言われたとする申立人の記憶は具体的である。

さらに、第1回特例納付実施期間において、申立期間①、②及び③、並びに記録上、申立人が昭和47年6月に納付したとされる43年1月から同年3月までの期間及び44年4月から同年9月までの期間の夫婦二人分の保険料について、昭和36年度及び37年度分を1回目、38年度及び39年度分を2回目、残りの期間分を3回目とする3分割で納付したとすると、それぞれの保険料額は2万1,600円、2万1,600円及び2万3,100円となり、申立人が3回ほどに分割して支払ったとする1回当たりの金額2万円と近似している。

加えて、申立人は、特例納付や過年度納付を伴う申立期間の保険料の納付について、A町役場の集金人に納付したとしているが、同町が保管する被保険者名簿によると、申立人及びその元妻は、昭和43年1月から同年3月までの期間及び44年4月から同年9月までの期間の保険料を47年6月8日に納付しており、これらの期間の保険料は第1回特例納付により納付するしか方法が無かったことから、申立人は、申立人の主張どおり集金人に特例納付等を行っていたとしても不自然ではない。

このほか、申立人は申立期間以外に保険料の未納は無く、申立人の元妻も申立人と同様に申立期間が未納とされている以外は第3号被保険者となるまで未納は無い上、A町保管の被保険者名簿を見ると、申立人及びその元妻の保険料納付日は、申立人が昭和60年7月に厚生年金保険の被保険者となるまで、すべて同じ日付となっていることから、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に支払っていたとする主張と合致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月、51年7月から同年9月までの期間、55年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から46年3月まで
② 昭和51年7月から同年9月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで
④ 昭和57年1月から同年3月まで
⑤ 昭和62年2月から同年4月まで
⑥ 平成7年1月から同年3月まで
⑦ 平成8年4月から同年6月まで
⑧ 平成8年11月から9年3月まで
⑨ 平成10年4月から同年6月まで

私は、厚生年金保険に加入している会社から加入していない会社に移る際などは区役所で国民年金の手続を行い、集金人が来ていた時期には集金人に保険料を納付し、納付書が届いていた時期は必ず納付書で保険料を納付するようにしていたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月ごろ払い出されており、これはA市保管の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得届出日とも一致していることから、申立人はこのころ国民年金加入手続を行ったものとみられる。

一方、この加入手続の際、申立人の被保険者資格取得日は、社会保険庁及びA市の記録によると、昭和45年6月とされていたとみられるが、後にこの資格取得日時点において申立人は厚生年金保険被保険者であったことが

判明し、平成 14 年に当該取得日が現在の記録の昭和 46 年 3 月に訂正されていることから、平成 14 年の記録訂正が行われるまでは、申立人は昭和 45 年 6 月以降国民年金被保険者とされていたことになる。

また、A 市の記録によると、第 2 回特例納付実施期間中である昭和 50 年 3 月に申立人に対して 45 年 6 月から 46 年 3 月までの保険料に係る納付書が発行されていたことが確認できる。

さらに、特例納付の納付書は通常本人からの申出が無ければ発行されることは無い上、申立人は上述の国民年金手帳記号番号払出後に昭和 46 年度及び 47 年度の保険料について過年度納付しているなど、当時、未納とされていた保険料の納付に努めていたことがうかがわれる。

これらのことから、申立人は昭和 45 年 6 月から 46 年 3 月までの特例納付に係る納付書により保険料を納付していたとしても不自然ではない。

- 2 申立期間②について、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は申立期間②前後の保険料については現年度納付していたことが確認できる。

また、申立人が居住していた A 市においては、申立期間②当時は集金人による保険料徴収を行っていたことから、申立人は集金人に対してこれら前後の期間の保険料を現年度納付していたものと推認できることから、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料に係る納付の機会（1 回又は 2 回）において納付可能であった申立期間②の保険料について徴収を受けなかったとも考え難く、未納とされているのは不自然である。

- 3 申立期間③及び④について、その当時、A 市では納付書により保険料を納付することとされていたが、社会保険庁が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人はこれらの前後の保険料についても現年度納付していたことが確認でき、保険料納付を定期的に行っていたことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間③及び④の間の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの保険料について過年度納付していることが確認できることから、この当時の申立人は、仮に現年度での納付ができなかった場合でも、過年度納付により未納期間の解消に努めていたことがうかがわれることから、申立期間③及び④についても納付したとしても不自然ではない。

- 4 申立期間⑤については、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した際は、国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行っていたとしているが、申立期間⑤は他の申立期間が国民年金被保険者資格を有しながら未納とされているのは異なり、国民年金には未加入であったとされている上、申立人は、申立期間⑤に係る国民年金加入手続について具体的には記憶していない。

また、申立期間⑤は国民年金には未加入であったとされていることから、申立人に対して納付書が送付されることは無かったとみられるほか、A 市が

保管する国民年金被保険者名簿においても申立人が申立期間⑤に被保険者資格を有していたことをうかがわせる記載は無い。

さらに、申立期間⑥、⑦、⑧及び⑨については、これらの前後の期間の保険料納付年月日を確認することができるが、これらの前後の期間においては過年度納付が散見されるほか、法定納期限（翌月末日）を超えて保険料を納付していた期間も多数見受けられることから、これら申立期間についても納付の遅れや納付漏れがあった可能性は否定できない。

加えて、これら申立期間の当時になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているところ、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月から46年3月までの期間、51年7月から同年9月までの期間、55年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和45年6月から46年2月までについては、申立人は厚生年金保険被保険者であったことが平成14年に判明し、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであるため、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

昭和33年から50年ごろまでA町において夫婦で電器店を営んでおり、国民年金は制度発足当初から夫婦一緒に加入し、保険料も一緒に納付していた。申立期間当時は町内会の役員が自宅へ集金に来ていた。集金は毎月か3か月ごとかは覚えていないが、1か月当たり私は100円、夫は150円の保険料と一緒に納付した記憶がある。申立期間だけ納付を忘れることはあり得ないので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、昭和36年4月から60歳到達の前月となる平成6年*月までの国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は昭和61年度(12か月)のみであり、かつ、申立人は、59年度から63年度の申請免除期間について、平成4年から10年までの間に順次保険料を追納していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間当時、町内会の役員に保険料を夫婦一緒に納付(1か月当たり申立人は100円、申立人の夫は150円)したとしているところ、申立人及びその夫は制度発足前に国民年金に加入し、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているほか、A町では、申立期間当時は納付組織である町内会による保険料の徴収は行われていたとしている上、申立人が夫婦一緒に納付したとする保険料月額、申立期間当時の保険料月額と一致していることから、申立人の主張に不合理な点はない。

加えて、申立期間前後の期間は納付済みとされており、申立人は、昭和33年から50年ごろまで夫婦で電器店(店舗兼住居)を営み、申立期間当時は生活環境に変化は無く、保険料を納付する資力は十分あったとしていることから、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年9月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで
③ 平成元年3月

私は、妻と共に昭和36年4月から国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、一緒に納付していた妻が納付済みとなっているのに、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から申立人の妻と共に国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、申立人は、現在、病気のため会話ができない状態であり、加入手続時期及び申立期間における保険料の納付状況についての詳細を知ることはできない上、申立人の妻は申立人と一緒に保険料を納付していたとしているものの、申立人の国民年金加入手続時期に関する記憶は曖昧である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年2月20日に払い出されており、申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、41年10月から同年12月までの保険料を42年1月5日に納付した旨の記載があることから、この納付日の直前に申立人の国民年金の加入手続が行われたものとみられる。このため、申立期間①当時は国民年金に未加入となり、申立期間①の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。加入手続されたとみられる同年1月を基準とすると、申立期間①のうち、36年4月から39年9月までの期間は時効により保険料を納付することはできず、同年10月か

ら41年3月までの期間は過年度納付が可能であったものの、A市では、集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人はこの期間の保険料を集金人に納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人と共に国民年金に加入し、保険料を納付したとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月1日に払い出されていることから、このころに申立人の妻の国民年金加入手続が行われたものとみられ、前述のとおり、申立人が加入手続したとみられる時期（42年1月）とは相違する上、申立人の妻の納付記録を見ると、申立期間①の保険料は、申立人と同様に未納とされている36年6月から37年3月までの期間を除き、すべて現年度納付されているなど、申立人の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間②については、前述の申立人が加入手続したとみられる時期（昭和42年1月）からすると、現年度納付は可能であったものの、申立人及びその妻は申立期間②の間の同年2月16日にA市からB町へ転出していることが確認できるため、申立期間②の保険料徴収時期においては、夫婦は既に同町へ転出しており、夫婦は申立期間②の保険料をA市の集金人に納付することはできなかった可能性がうかがえる。その上、申立人の妻も当該期間は未納とされているほか、申立期間②に引き続く4年間についても、夫婦共に未納とされており、B町において保険料が納付されたとも考え難い。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

一方、申立期間③については、1か月と短期間であり、かつ、申立期間③前後の期間の保険料が納付済みとされている上、申立人と共に保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間は納付済みとされていることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び同年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和48年7月から49年3月まで

昭和46年7月に会社を退職して、すぐに国民年金の加入手続を行い、その後はA町役場の窓口で保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和46年8月ごろに行われたものと推認され、同年7月ごろに会社を退職後すぐに加入手続したとする申立人の説明と一致する。

また、申立人は、昭和48年5月にA町からB市へ転居しており、申立期間①の国民年金保険料はA町で納付することになる。申立人が所持する国民年金手帳及び領収書の記載から、申立期間①の前後の保険料は同町において現年度納付したことが確認でき、申立人が申立期間①の保険料を同町で納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳及び社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)並びにB市が保管する申立人の被保険者名簿の記載から、申立人が昭和48年5月にA町からB市へ転居した際の国民年金の住所変更手続は適切に行われていたものとみられる。

加えて、申立人がB市へ転居して以降の国民年金保険料は、申立期間②を除きすべて納付されている。申立人の被保険者台帳の記録では、申立期間②の後の昭和49年度から58年度までの保険料は6か月分が過年度納付であるほかはすべて現年度納付されているなど、同市へ転居後の保険料納付意識も高かった

ものと認められ、同市へ転居後、申立期間②の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

そのほか、申立期間①と②の間の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は従来、未納と記録されていたが、申立人が同期間の保険料の領収書を所持していたことから、平成 20 年 8 月に納付と記録訂正されており、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から51年3月まで

私は厚生年金保険に加入していたが、会社が解散したので昭和43年7月にA市役所で国民年金加入の手続を行った。45年2月に弟が家業を手伝うようになり、私が弟夫婦の加入手続をして一緒に集金人に保険料を納付していた。自分の保険料を納付せずに弟夫婦の分だけ納付することはあり得ないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月に払い出されており、これに従えば、申立人の国民年金加入手続はこの時期に行われたことになる。一方、申立人は、申立期間の当初の時期に加入手続を行い、その後その弟夫婦の加入手続を行ったとしており、この点については、申立人の弟夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、弟夫婦の加入手続は、申立期間の途中の45年2月ごろに行われたことが確認できる。

また、申立人の弟は、申立人の説明のとおり、自分たち夫婦の国民年金加入手続及び保険料納付は申立人が行ってくれたとしており、申立人が、申立期間当時に、その弟夫婦の加入手続及び保険料納付のみを行い、自身の加入手続及び保険料納付を行っていなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間当時に、申立人が居住する地区の国民年金保険料を集金していた集金人は、申立人の保険料の集金を開始した時期についての記憶は無いものの、申立人の弟夫婦よりも先に申立人の保険料を集金していたと思うと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案1821

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和41年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月21日から同年9月26日まで

私は、昭和41年3月15日から42年3月26日までA社に勤務し、当初は製造業務に従事し、後から製品の配送業務に異動した。

しかし、社会保険事務所の記録によると、昭和41年3月15日から同年8月21日まではB社、同年9月26日から42年3月26日まではA社の厚生年金保険被保険者記録があり、申立期間の被保険者記録が無い。

私は、申立期間にA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の厚生年金保険被保険者記録及び同僚の証言から判断して、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和41年8月21日にB社から系列会社のA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、社会保険事務所の記録によれば、申立人と同じく異動により昭和41年9月26日にA社で資格取得している同僚3人のB社での資格喪失日は、同年8月21日と記録されており、これら全員に

ついて社会保険事務所が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格取得日を同年9月26日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和63年4月1日にA社に入社し、同社が閉鎖された平成7年1月31日まで継続して勤務し、同年2月1日に系列のB社に転勤した。給与から同年1月の保険料が控除されていたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細の記録メモ、源泉徴収票、A社の元事業主からの回答及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に平成7年1月31日まで勤務し（同年2月1日にA社から系列のB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年12月の社会保険庁のオンライン記録及び申立人の給与明細の記録メモにおける保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間については厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、同社は法人事業所であり、申立期間当時、従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立

期間は、適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から41年3月1日まで
直前に勤めていた事業所を退職する時は、A社B支店への入社を決めており、すぐに同社に就職した。C市の現場で夜10時から翌朝8時まで休み無く働き、給料は月給制だった。昭和40年11月の下旬に社員旅行へ行ったことを覚えている。41年3月からはD町の現場に勤務先が変わったが、いずれも現場監督を任され、仕事内容に変更は無かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された雇用保険被保険者台帳及び同社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚は、申立人が参加したとしている社員旅行が昭和40年11月に催行されたことを証言していることから、申立人が同年11月1日から同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同職種の現場監督をしていた複数の同僚は、いずれも証言した勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致していることが確認できることから、申立人だけ保険料控除をすること無く勤務させ続けたとする事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年3月の社会保険事務

所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年3月1日に、資格喪失日に係る記録を39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年3月から39年2月までは1万円、同年3月から同年10月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から39年11月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和38年3月1日から40年3月1日までC社（A社の系列会社）に勤務していたにもかかわらず、資格取得日が39年11月1日とされているため、被保険者期間が4か月しかないことが分かった。前職を退職後すぐに、同社に勤務していた人に誘われ、正社員で入社した。入社後の同年10月*日に結婚式を挙げたため、D社（A社の系列会社）の支店長から祝儀をもらった。また、入社時から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。C社に勤務し、保険料を控除されていたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているC社及び申立人が記憶している同僚が勤務していたE社（A社の系列会社）は、社会保険事務所の記録によると、いずれも昭和37年10月1日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかし、当該同僚は、A社B支店において、昭和38年3月1日に資格取得していることが確認できるとともに、申立人について、「C社に自分と同じ同年3月に入社し、正社員として勤務していた。」と証言している。

また、昭和39年12月1日にC社の後継事業所であるF社G支店で被保険者資格を取得した同僚は、「A社及びD社並びにその関連会社では、試用期間は無く、入社時から厚生年金保険料をはじめ社会保険料を給与から控除されていた記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人が、D社H支店長として記憶しているI氏及びC社の課長として記憶しているJ氏は、社会保険事務所の記録によると、それぞれ、昭和39年7月1日及び同年10月1日にF社G支店において被保険者資格を取得し、それ以前の期間は、それぞれ、A社K支店及びD社本社の被保険者であったことが確認できるとともに、D社の社史によると、C社及びE社の業務は、F社G支店に引き継がれているが、社会保険事務所の記録によると、C社及びE社の被保険者であった者で両社が全喪後にF社G支店の被保険者になった者は確認できないことから、申立期間当時、A社及びD社では系列会社に勤務する従業員について、実際の勤務先と厚生年金保険の適用事業所を適切に区分した届出を履行していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、「母を自分の社会保険の被扶養者としていた。母は病弱であったため2年近くも健康保険が無かったとは考え難い。」と主張しているところ、申立期間の後に申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるF社G支店の健康保険は、組合管掌であり、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票では、同社における被扶養者の記録は確認できないものの、申立人が申立期間の前に勤務していた事業所においては、申立人の母が被扶養者とされていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にC社に勤務し(厚生年金保険の適用事業所は、A社B支店)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のF社G支店における昭和39年11月の社会保険事務所の記録及び申立期間における同僚の記録から、38年3月から39年2月までは1万円、同年3月から同年10月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立人に係る被保険者資格の得喪に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から32年3月1日まで

私は、昭和30年に中学校を卒業後、正社員としてA社に入社し、32年6月に退職した。

A社は、昭和31年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となったが、厚生年金保険の記録を確認したところ、私の厚生年金保険被保険者資格取得日は32年3月1日とされていることが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間に同社に勤務していたことは確かであり、同社が厚生年金保険の適用事業所となった際には私も被保険者となったはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が自分と同時期にA社に入社したと記憶している同僚をはじめ複数の同僚が、申立人が昭和30年から正社員として同社に勤務していたと証言している。

また、A社の入社時期が確認できた同僚10人の入社時期は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年11月1日より前であるところ、社会保険事務所の記録によると、入社時期が申立人と同時期である3人はいずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、ほかの7人中5人は、入社時期が申立人より1年以上後であるにもかかわらず、同社が厚生年金保険の適用事業所と

なった日に資格取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が退職（昭和32年6月20日）した後の同年6月下旬から同年7月ごろに払い出されたことが確認でき、A社は申立人に係る資格取得手続を失念し、さかのぼって資格取得手続を行ったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年3月の社会保険事務所の記録及び申立人と同時期に同社に入社した同僚の被保険者記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成7年1月から同年8月31日までA社に勤務し、同年9月1日にB社に異動となったが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社の資格喪失日が同年8月31日、B社の資格取得日が同年9月1日とされているため、同年8月の被保険者記録が無いことが分かった。

A社とB社は同系列の事業所であり、社会保険料は途切れずに控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は平成7年8月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社及びB社に係るタイムカードの写しによると、申立人は平成7年8月31日及び同年9月1日はA社に出勤し、同年9月4日からB社に出勤していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社とB社は同系列の事業所であると主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、A社の事業主の妻がB社の事業主であることが確認できるとともに、現在確認できるA社の被保険者19人及びB社の被保険者17人のうち、申立人を含む4人は両社において被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（平成7年9月1日に同社から系列事業所のB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年7月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成17年4月から同年7月までは20万円、同年8月から18年3月までは22万円、同年4月から同年8月まで及び19年4月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの期間については、申立人のA社における標準報酬月額記録は、既に平成21年5月11日に9万8,000円から22万円に訂正され、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料について、24万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間について当該訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月1日から19年9月1日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月
④ 平成18年7月7日
⑤ 平成18年12月25日

私は、A社に平成17年4月から19年10月まで勤務していたが、社会保険庁に記録されている同社での標準報酬月額は、実際の給与よりも低い金額とされている上、厚生年金保険料についても、社会保険庁の標準報酬月額に應ずる保険料ではなく、高い金額で控除されている。

また、賞与についても、A社から社会保険事務所に届出がされておらず、

記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の記録の訂正をしてほしい。

(当初申立てにおいては、申立期間①について、平成17年4月1日から19年11月1日までの標準報酬月額及び上記申立期間②から⑤までに加え、同年6月28日の標準賞与額について、記録訂正を申し立てていたが、21年5月11日付けで、社会保険事務所の調査に伴い事業所が提出した厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(報酬訂正)に基づく記録訂正がなされたため、申立期間を変更した。)

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成17年4月1日から18年9月1日までの期間及び19年4月1日から同年9月1日までの期間について、A社から提出を受けた賃金支払台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、賃金支払台帳において確認できる保険料控除額から、平成17年4月から同年7月までは20万円、同年8月から18年3月までは22万円、同年4月から同年8月まで及び19年4月から同年8月までは24万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの期間について、社会保険庁の記録によれば、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたところ、社会保険事務所の事業主に対する調査の結果、政府の保険料徴収権が時効により消滅した後の21年5月11日付けで22万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にはならないこととされている。

しかし、当該期間(平成18年9月1日から19年4月1日まで)については、A社から提出を受けた賃金支払台帳における支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は24万円と確認できることから、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額算定基礎届について手続を誤ったと認めていることから、事業主は、申立人に係る賃金支払台帳において確認できる支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておら

ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、③、④及び⑤について、A社から提出を受けた賃金支払台帳及び申立人から提出を受けた賞与明細書によれば、申立人の賞与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②、③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月から 6 年 10 月まで

申立期間について、社会保険庁の標準報酬月額は、A社における実際の報酬額又は保険料控除額から算出される標準報酬月額よりも低い等級で記録されている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が平成5年7月から6年10月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、申立期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年7月21日、資格喪失日が17年7月1日とされ、16年7月21日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成16年7月21日からA社で勤務し、厚生年金保険料を控除されているので資格取得日を同年8月1日から同年7月21日に訂正し、申立期間について、厚生年金の支給対象期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、平成16年7月21日から同年8月1日までの期間については、21年2月19日付けで記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないこととされている。

しかし、申立人から提出された給与明細書、A社の後継会社から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、申立てに係る事業所に平成16年7月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険資格取得日訂正届から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てのとおり届出を行っていなかったとすることから、事業主が平成16年8月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 16 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、当時、脱退手当金裁定請求書を提出して、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認め、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 36 年 12 月 13 日に支給決定されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 36 年 3 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金の支給時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知国民年金 事案 1801

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年3月まで

申立期間当時、私はA社で働いており、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、毎月、B市役所の集金人が会社に来た時、私のほか、私の兄、元夫及び同僚がそれぞれ3,000円ぐらいの保険料を納付していた。

保険料の納付の事実を確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和48年*月から国民年金保険料を毎月納付していたとしているが、国民年金被保険者資格取得手続を行った時期のほか、誰が同手続を行ったかについても記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月A社に来ていたB市役所の集金人に納付していたとしているが、申立人が同市役所の集金人に毎月納付していたとする保険料の金額（毎月3,000円ぐらい）は、当時の実際の保険料月額（時期により550円から1,100円）とは乖離^{かいり}している上、同市によれば、昭和49年4月から61年3月までは3か月ごとに保険料を収集していたとしていることから、申立期間のうち大半についての同市の保険料納付の周期とも相違している。

さらに、申立人は、集金人が会社に来た時に申立人自身のほか、申立人の兄、元夫及び同僚がそれぞれ保険料を納付していたとしているが、申立期間後の昭和51年度及び52年度のそれぞれの納付記録を見ると、申立人の兄及び元夫は現年度納付とされているものの、申立人は当該期間の保険料を昭和54年2月に一括して過年度納付していることが確認できるほか、会社の同僚は国民年金

には未加入であることから、申立人の主張と相違する。

加えて、社会保険庁が保管する年金記録によれば、昭和53年10月ごろ申立人に係る国民年金被保険者資格取得手続が行われたものとみられ、このころ払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が申立人に払い出された形跡は見当たらないことから、同年10月ごろ行われたのが申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手続であったとみられる。このため、申立人が申立期間の保険料すべてを納付するには、当時実施されていた第3回特例納付を利用してさかのぼって納付する以外に方法は無かったことになることから、申立期間当時は、申立人が主張するように、毎月、集金人に保険料を納付することは行い得なかったものと考えられるほか、申立人は申立期間の保険料について特例納付した記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの期間、3年4月から4年3月までの期間及び7年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年3月まで
② 平成3年4月から4年3月まで
③ 平成7年4月から9年3月まで

申立期間である平成元年度、3年度、7年度及び8年度については社会保険庁の記録では全額申請免除期間であるということであるが、当時、家計は苦しくなかったため、すべての期間について納付書により保険料を納付した記憶があるので納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、すべての申立期間において家計は苦しくなかったとしており、申立期間の保険料の納付状況として、市役所の窓口で3万円以上を納付した記憶があると主張しているが、納付時期及び納付期間については不明とするなど、申立期間の納付状況に係る申立人の記憶は必ずしも明確ではなく、申立期間以外においても申請免除期間や未納期間が散見される。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、すべての申立期間に係る国民年金保険料について全額申請免除とされており、このうち平成7年度の保険料について平成9年4月25日に追納申込みがなされている。その後、追納がなされた形跡は見当たらず、申立人は、全額申請免除及び当該追納申込みについては記憶に無いとしているものの、市保管の納付データにおいても、申立期間すべてについて全額申請免除期間とされていることから、社会保険庁の記録に不自然な点は見受けられず、少なくとも追納申込みをした時点では、7年度の保険料の申請免除を了知していたものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

A市から「国民年金加入のご案内」の通知が届いたので、同市B区役所で加入手続をした。その後、納付書が6か月ごとに送付されてきて、納付金額及び納付場所は覚えていないが、同納付書により国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市から送付された国民年金加入勧奨のはがきにより、同市B区役所で加入手続をしたとしているが、申立人は、同はがきを送付されてきた時期、国民年金加入手続を行った時期並びに申立期間の国民年金保険料の納付金額及び納付場所に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、加入手続後にA市から6か月ごとに納付書を送付されてきた記憶があるとしているが、同市では、申立期間当時、納付書は3か月ごとに送付していたとしており、申立人の記憶とは相違する。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年1月18日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金加入手続を行ったものとみられる。この記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち平成3年度の保険料は過年度納付が可能であったが、申立人はさかのぼって1年間分の保険料を納付した記憶は無い上、4年度の保険料は現年度納付が可能であったものの、A市の「国民年金情報検索システム」及び社会保険庁の記録共に当該期間は未納とされているほか、社会保険庁の記

録を見ると、5年10月4日に納付書作成と記録されていることが確認でき、この納付書は4年度分の過年度納付書であったものとうかがわれることから、同年度においては保険料は未納であったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和35年ごろにA市役所で母親が行って来たことを覚えている。会社を辞め、婚姻(38年11月)したところから、保険料は、B市の町内会の集金人に、私が夫の分と一緒に支払っていた。申立期間について、夫は納付済みとなっており、私だけが未納とされている。保険料を納付していたはずなので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をB市の集金人に納付していたとしているが、申立人は、同市への転入手続の状況、同市での国民年金に係る手続時期及び手続場所並びに国民年金保険料の納付時期、納付周期、納付金額等の記憶は無く、同市における国民年金に係る手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されている。1回目は、昭和36年3月15日に資格取得日を同年*月*日としてA市で払い出されていることから、このころに初めて加入手続が行われたものとみられる。2回目は48年6月2日に資格取得日を36年*月*日としてB市で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は48年5月21日とされていることから、このころに同市において申立人の加入手続が行われたものとみられ、これら以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。申立人は、前述のとおり、同市の集金人に保険料を納付したとしているが、同市における申立人の国民年金手帳発行日を基準とすると、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできず、申立期間のうち、46年4月から48年3月までの期間は過年度納付が可能であるものの、同市では、集金人は過年度保険料を取り扱っておらず、その集金制度も

昭和 45 年度で廃止し、46 年度からは納付書方式に変更していることから、申立人の主張とは相違する。

さらに、1 回目に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、「不在済 S39. 12」、「整理番号不在 51. 10. 30(再調)」と記載されていることから、申立期間当時、申立人は同市では不在とされていたものと考えられ、申立期間の保険料を同市において納付したとも考え難いとともに、B 市への国民年金に係る住所変更手続が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年3月まで
年金の請求手続に行った時に未納期間があることを知った。

申立期間当時は、将来の年金への不安があり、夫婦共にしばらく保険料の納付をやめていた。その後、自宅へ来たA市の職員に再三未納分を納付するように言われ、夫婦二人分をまとめて現金で納付し、その場で領収書もらった記憶がある。今はその領収書も処分してしまい、納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻の分も含めて一緒に申立期間の国民年金保険料をA市の職員に一括納付したとしているが、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は無い。

また、申立期間の保険料をさかのぼって一括して納付する場合、現年度及び過年度納付を併用するか、又は特例納付を利用しなければ納付できず、A市では、当時、現年度となる保険料については市職員が集金していたものの、過年度保険料及び特例納付を利用した保険料は取り扱っていなかったとしており、申立人の主張とは相違する。

さらに、社会保険庁が保管する申立人及びその妻の被保険者台帳を見ると、申立期間について、過年度納付又は特例納付をうかがわせる形跡は見受けられず、申立人については、昭和39年度の保険料納付状況欄の納付月数欄には「0」、その摘要欄には「37年10月から40年3月まで」と当該期間が未納であることをうかがわせる記載がされており、同様に妻も41年度の保険料納付状況欄の納付月数欄には「0」、その摘要欄には「37年10月から42年3月まで」と記載され、当該期間は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び54年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和54年4月から56年3月まで

昭和41年に結婚し、市役所に勤めていた義母に国民年金加入手続をしてもらい、申立期間①に係る国民年金保険料を渡して納付してもらった記憶がある。申立期間②については、社会保険事務所から送付された納付書により毎月末に銀行で欠かさず納付した。当時は家計が厳しかったため、確実に記憶しているつもりであるので、それぞれ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続及び申立期間①に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の義母は既に他界しているため、加入手続に関する詳細が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年4月27日に資格取得日を同年4月5日として払い出されており、このことは申立人が記憶する加入手続時期及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致していることから、申立人の加入手続は、このころ行われたものとみられる。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間①は国民年金未加入期間となることから、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②について、申立人は、社会保険事務所から送付された納付書により毎月納付したとしているが、納付金額は不明であるとするなど、納付状況に係る記憶は必ずしも明確ではない上、申立人の夫も申立期間②は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和62年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 昭和62年6月

私は、昭和51年1月に会社を退職し、自営業を営んでいたが、申立期間①については、国民年金保険料の支払も大変になり、A市役所から「申請免除」の話もあったため、免除申請手続を妻の分と一緒に市役所で行ったので、免除されていたことを認めてほしい。

また、申立期間②については、保険料を納付した記憶があるので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、妻の分と一緒に免除申請手続を行ったとしているが、免除申請手続時期及び申請免除承認通知の受領の有無に関する記憶は無い上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

また、社会保険庁の申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間①は未納とされ、A市が保管する国民年金被保険者名簿でも同期間は未納とされているほか、申立人の妻も申立人と同様に申立期間①については国民年金被保険者納付記録及び同市の国民年金被保険者名簿共に未納とされていることが確認でき、申立人及びその妻が申立期間①において申請免除とされていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①当時の免除申請手続について、A市では、「申立期間①当時、申請免除制度に関する被保険者への説明は、被保険者自らの申出があっ

た場合と被保険者が2か月間以上未納の場合、市民税課の課税情報と照合し、その結果、未納者への催告等の際に行っていた。」としている。申立人は、同市から「申請免除」の話があった後に同市において免除申請を行ったとしており、申立人の主張どおり、同市から「申請免除」の話があったとした場合、その時期は、申立期間①のうち2か月間の未納期間後となる昭和54年6月以降であると思われるが、この時点では、申立人は同年4月からの申請免除の承認を受けることはできなかったものと考えられる。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人及びその妻共に平成元年8月7日に時効期間納付を理由に還付決定され、申立人及びその妻の口座番号に当該期間の保険料7,400円がそれぞれ還付されたこととされており、このことは、申立人の妻が所持する国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書の記載内容とも符合する。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立人が62年6月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年3月まで

夫が私の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。夫は既に亡くなっているため、詳しいことは分からないが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその夫は既に死亡しているため、加入手続、申立期間の保険料納付等の状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和48年3月ごろに払い出されており、このころ申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、夫婦共に同手続の時点（申立人37歳、申立人の夫39歳）以降、60歳到達まで未納無く保険料を納付しても、年金受給権（300か月の保険料納付が必要）を確保することはできなかった。さらに、夫婦共に同年10月に46年4月から47年3月までの期間の保険料が過年度納付されたこと、及び49年3月に申立人の36年4月から40年3月までの保険料と申立人の夫の36年4月から41年3月までの保険料が第2回特例納付によりそれぞれさかのぼって納付されたことが確認できる。申立人の夫について、40年4月から41年3月までの12か月分の保険料が申立人よりも多く納付されているのは、前述のとおり、申立人の夫が申立人よりも年齢が上であり、国民年金加入手続を行った時点から60歳到達までに保険料を納付できる期間が申立人よりも短いことが考慮されたことによるものとみられ、夫婦それぞれが上記の期間について過年度納付及び第2回特例納付を行った上で60歳到達まで未納無く保険料を納付した場合の保険料納付済月数は、申立人は

337 か月、申立人の夫は 332 か月と、夫婦ほぼ同じ期間、かつ年金受給に必要な 300 か月に近いものとなる。

これらのことから、申立人の夫は、夫婦の年金受給権を確保するために必要となる期間について保険料を納付したものとみられ、申立期間の保険料についてまでは納付しなかったと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月、同年10月、50年4月及び同年11月から51年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年3月
② 昭和49年10月
③ 昭和50年4月
④ 昭和50年11月から51年7月まで

子供の保育園の手続のためにA市役所へ行った時だと思うが、窓口の人に国民年金保険料の未納期間を教えてもらって、その場で、持ち合わせていた現金で払った。

その時は、領収書ではなく金額が打ち込んであるレシートのような紙を受け取ったが、無くしてしまった。

市役所の人がきちんと帳簿に記入してくれていたものと安心していった。

申立期間について保険料を納付した記憶があるので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料をすべて納付するには4回にわたる国民年金任意加入手続を行う必要があったが、申立人は4回にわたる国民年金加入手続を行った記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に係る記憶として、A市役所に行った時、国民年金の加入手続を行い、窓口で教えられた未納期間分の保険料をその場で納付したと主張しているが、昭和45年5月に婚姻した申立人の夫は申立期間においては共済組合の組合員であったことから、申立期間は申立人にとって任意加入の対象となる期間であり、制度上、同期間はさかのぼって被保険者資格を取得することはできないため、4つの申立期間について任意加入手

続を行い、被保険者資格を有していない限り、これら期間の保険料についてまとめてさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付時期について、子供の保育園の手続のためにA市役所へ行った時とするのみで、納付時期についての記憶も明確ではない上、申立期間の保険料として納付した保険料額についても記憶が無いとしている。

加えて、申立人はA市役所の窓口で申立期間の保険料を納付したとしているが、同市では、市役所窓口で保険料の収納は行っていなかったとしており、申立人の主張とは相違する。

その上、社会保険庁の記録によれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成4年3月であり、このころ申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられるが、申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は同年3月ごろに初めて国民年金加入手続を行ったものとみられ、この手続により3年12月に第1号被保険者として国民年金被保険者資格を取得したとされている。このため、同年12月よりも前に申立人が国民年金に加入して保険料の納付を行ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年4月まで

会社を退職直後の平成8年1月ごろ、A町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。その後、自宅に送られてくる納付書により、郵便局や同町役場で保険料を納付した。申立期間と異なる退職直後の期間も、申立期間と同様に納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職直後の平成8年1月ごろ、A町役場で国民年金の資格取得（第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更）手続きを行ったとしている。しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の国民年金資格取得記録の処理が行われたのは、申立人が申立期間後に再就職した会社を退職した後の10年5月27日であることが記録されている。

また、申立人は、国民年金の資格取得手続き後に送付されてきた納付書により申立期間の保険料を納付したとしているが、社会保険庁のオンライン記録には、申立期間の直後の平成8年5月から同年8月までの保険料は10年6月から同年9月までの間に納付されたことが記録されている。

以上のことから、申立期間の国民年金資格取得手続きは平成10年5月末ごろに行われ、その時点で納付可能であった8年5月以降の保険料を過年度納付したものと推認される。このため、申立期間当時には資格取得手続きは行われておらず、その当時に保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金資格取得手続きが行われた時点では、申立期間のうち平成8年1月から同年3月までの保険料は時効により納付することはできないほか、同年4月の保険料も、資格取得手続き後、納付できる期間は数日し

がなく、同月の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金資格取得手続後に送付された納付書により、郵便局やA町役場で保険料を納付したとしており、この点について、同町では、役場庁舎内に現年度保険料を扱う金融機関があったが、郵便局では現年度保険料を納付することはできなかったとしている。このことから、申立期間の資格取得手続が平成 10 年 5 月末ごろに行われ、申立人は、平成 10 年度の現年度保険料を同町役場で、申立期間直後の期間の過年度保険料を郵便局で納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年9月まで

私は、昭和37年4月に会社を退職したため、既に国民年金に加入していた母親が集金人に依頼して加入手続を行ってくれた。母親は集金人に自分と私の保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付はその母親が行ったとしており、申立人は関与しておらず、母親は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年1月に払い出されたことが記載されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は40年12月10日である。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたとするA市B区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年12月ごろに行われ、その際に厚生年金保険被保険者資格を喪失した37年3月にさかのぼって資格取得（平成17年6月に資格取得時期を昭和37年4月に訂正。）したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料は納付済みと記録されているほか、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録から、昭

和40年度の保険料が40年12月に一括納付されたことが確認できる。これは、申立人の母親が同年12月ごろに申立人の国民年金加入手続を行った時点で、時効とならず納付可能であった期間の保険料を過年度納付するとともに、加入した年度の保険料も一括で現年度納付したと考えるのが自然であるほか、加入手続の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

昭和36年9月に、A市B区役所で私たち夫婦の国民健康保険加入手続と併せて国民年金の加入手続も行ったと思う。38年8月ごろ、妻が区役所へ行った際、国民年金保険料の納付が1年遅れているので追いつくように納付しなさいと言われ、何回かに分けて納付に行ったことを覚えている。区役所の窓口で、時には560円、ある時には600円の保険料を、また、まとめて1,200円納付したことを記憶している。国民年金手帳は40年に届き、それからは集金人に保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の妻は、昭和36年9月に申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったと思うとしている。しかし、社会保険庁の記録により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は40年2月以降に払い出されたものであることが確認できるほか、申立人夫婦の国民年金手帳には、同年12月に同年4月から同年6月までの保険料を納付したことを示す検認印が押されている。以上のことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は同年2月から同年12月までの間に行われ、その際に36年4月にさかのぼって資格取得したものと推認されるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の妻は、昭和36年に国民年金に加入したが、国民年金手帳が送付されたのは40年で、その間は国民年金手帳無しで区役所において保険料

を納付していたとしている。しかし、申立期間当時には、A市では、国民年金手帳による印紙検認方式で保険料を収納しており、3年以上もの長期にわたって、区役所で国民年金手帳が無いまま保険料を収納していたとは考え難い。

さらに、申立人の妻は、昭和40年に国民年金手帳が送付されて以降は、集金人に保険料を納付し国民年金手帳に領収印を押してもらったとしている。しかし、申立人夫婦共に、同年7月から41年3月までの保険料を同年8月8日に過年度納付したことを示す領収書を所持しているほか、申立人夫婦の国民年金手帳の検認印の内容から、集金人に対する納付は42年4月からであり、それ以前は区役所の押印とみられ、申立人の妻の記憶には不確かな点が見受けられる。

加えて、申立人夫婦は、国民年金保険料をまとめて納付したのは昭和38年のみであると述べている。しかし、上記のとおり、申立人夫婦は41年8月8日に40年7月から41年3月までの保険料を過年度納付しているほか、同日に、同年4月から同年9月までの保険料を現年度納付したことが申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録により確認でき、申立人夫婦が1年分の保険料を分割して納付したとする記憶は、この際のものであったとも考えられる。

その上、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち一部の期間の保険料を過年度納付又は現年度納付することが可能であるが、申立人夫婦は、昭和38年以外にまとめて納付した記憶は無いとしているなど、加入手続以前の保険料がさかのぼって納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

昭和36年9月に、A市B区役所で私たち夫婦の国民健康保険加入手続と併せて国民年金の加入手続も行ったと思う。38年8月ごろ、区役所へ行った際、国民年金保険料の納付が1年遅れているので追いつくように納付しなさいと言われ、何回かに分けて納付に行ったことを覚えている。区役所の窓口で、時には560円、ある時には600円の保険料を、また、まとめて1,200円納付したことを記憶している。国民年金手帳は40年に届き、それからは集金人に保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月に申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったと思うとしている。しかし、社会保険庁の記録により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は40年2月以降に払い出されたものであることが確認できるほか、申立人夫婦の国民年金手帳には、同年12月に同年4月から同年6月までの保険料を納付したことを示す検認印が押されている。以上のことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は同年2月から同年12月までの間に行われ、その際に36年4月にさかのぼって資格取得したものと推認されるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和36年に国民年金に加入したが、国民年金手帳が送付されたのは40年で、その間は国民年金手帳無しで区役所において保険料を納付していたとしている。しかし、申立期間当時には、A市では、国民年金手帳

による印紙検認方式で保険料を収納しており、3年以上もの長期にわたって、区役所で国民年金手帳が無いまま保険料を収納していたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和40年に国民年金手帳が送付されて以降は、集金人に保険料を納付し国民年金手帳に領収印を押してもらったとしている。しかし、申立人夫婦共に、同年7月から41年3月までの保険料を同年8月8日に過年度納付したことを示す領収書を所持しているほか、申立人夫婦の国民年金手帳の検認印の内容から、集金人に対する納付は42年4月からであり、それ以前は区役所の押印とみられ、申立人の記憶には不確かな点が見受けられる。

加えて、申立人夫婦は、国民年金保険料をまとめて納付したのは昭和38年のみであると述べている。しかし、上記のとおり、申立人夫婦は41年8月8日に40年7月から41年3月までの保険料を過年度納付しているほか、同日に、同年4月から同年9月までの保険料を現年度納付したことが申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録により確認でき、申立人夫婦が1年分の保険料を分割して納付したとする記憶は、この際のものであったとも考えられる。

その上、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち一部の期間の保険料を過年度納付又は現年度納付することが可能であるが、申立人夫婦は、昭和38年以外にまとめて納付した記憶は無いとしているなど、加入手続以前の保険料がさかのぼって納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年3月まで

私の両親は厳格な人柄で、国民年金に20歳から加入すべきことを理解していた。私が20歳になった時は学生で、母親が加入手続と保険料納付を行ってくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付はその母親が行ったとしており、申立人は関与しておらず、母親は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年9月にA市B区で払い出されたことが記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していた同区で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立人は申立期間当時から57年まで転居したことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は52年9月ごろに行われ、その際に申立人が20歳に到達した時点にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立期間の直後の昭和50年度及び51年度の国民年金保険料が過年度納付されたことが記載されている。このことから、申立人の国民年金加入手続が52年9月ごろに行われ、その後50年度までさかのぼって保険料を納付し

たとえるのが自然であるほか、加入手続の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 3 日から 43 年 10 月 1 日まで
私は、申立期間にA社で勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚が申立人を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成 11 年 5 月 1 日に全喪しており、人事記録等を確認することができない上、当時の事業主及び役員も死亡していることなどから、申立人の申立期間における勤務実態について、これらの関係者に確認することができない。

また、申立人は、A社における雇用保険の記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の氏名は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間中の昭和 43 年 7 月 21 日に、B社において雇用保険の資格を取得していることから、同社についても調査したが、商業登記簿謄本が保存期間経過のため廃棄されており、同社の法人設立時期等を確認できなかった。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から33年6月まで

私は、申立期間にA社B支店の現場事務所に勤務していたので、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことには納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店の厚生年金保険被保険者記録がある上司3人の名前を記憶していることから、同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、期限付きの現場事務所だけの勤務で、季節労働者の扱いであったことを認めているところ、証言を得ることができた上司7人は、いずれも申立人を記憶していない上、このうち2人(申立人が記憶している上司とは別人)は、「現場事務所の女性社員は、現場雇いで正社員ではない。正社員ではない者は厚生年金保険の被保険者資格を取得できなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管しているA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、A社B支店は、当時の資料が無いため、申立人の勤務については不明としており、このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 21 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、同社の仕事が暇になる冬場は同社の紹介でB社に勤務した。

B社に勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、B社では臨時職員であったことを認めているところ、同社の同僚は、同社では試用期間が3か月から6か月あり、その後に正社員となっており、試用期間中は厚生年金保険の資格取得手続はしてもらえなかったと証言している。

また、B社は、当時の社員名簿に申立人の名前は無く、A社の紹介により臨時社員として雇用した者は、雇用期間が短いことから、厚生年金保険の資格取得手続は行わなかったと回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1834

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月ごろから48年12月まで

私は、申立期間にA社で正社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶がある。

しかし、A社の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格がある当時の同僚が、申立人を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和43年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、45年12月26日に全喪していることから、申立期間のうち、全喪後の期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同僚が記憶している申立人と同一職種であった同僚7人のうち2人には、A社の厚生年金保険被保険者記録が無いことから、当時、同社では、必ずしも社員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社が適用事業所となった昭和43年9月1日から全喪した45年12月26日までの間に、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月28日から同年5月1日まで

私は、高校卒業直後の昭和24年3月28日にA社に入社したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入日は同年5月1日とされている。同社の承継会社であるB社が保管する厚生年金基金加入員台帳の「みなし加算適用開始年月日」は同年3月28日と記載されており、同社も同日が厚生年金保険の加入日であると認めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管している厚生年金基金加入員台帳により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同日に9人の同僚が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、このうち自分の入社時期を記憶している1人が「大学卒業直後の昭和24年3月か4月ごろにA社に入社した。」と証言していることから、当時の同社では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させておらず、ある程度の従業員をまとめて資格取得させていた事情がうかがえる。

また、申立人は、「B厚生年金基金の『みなし加算適用開始年月日』が昭和24年3月28日であることから、同日に厚生年金保険に加入したことは、B社も認めている。」と主張しているが、同社は、「申立人の厚生年金保険の加入日を把握していないため、『みなし加算適用開始年月日』から推測して申立人に回答したが、厚生年金基金が設立されたのは44年4月1日であり、設立当時の資料が無いため、『みなし加算適用開始年月日』が何に基づいて記載され

たのかは不明である。」としている。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 2 月 19 日まで

私がA社で勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格が欠落しているが、当期間についても同事業所で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、事業主の同居親族であり、申立期間には給与自体を受けていなかった旨証言をしていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事情はうかがえない。

また、A社は昭和 59 年 3 月 10 日に全喪しており、事業主及び事務担当者も既に死亡しているなど、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 32 年 3 月 1 日の資格喪失時に健康保険被保険者証（同保険整理番号*番に係るもの）の回収があったことが確認できる上、33 年 2 月 19 日の資格取得時における健康保険整理番号には*番が充てられており、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見受けられない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 6 月 30 日まで
昭和 33 年 3 月に学校を卒業し、学校の推薦でA社に同級生と一緒に就職した。同級生は厚生年金保険に加入していたと話しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員旅行及び職場の写真から判断して、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、申立人は、「B台風後に別の会社に就職した。」と証言しており、同台風が昭和*年*月に上陸した事実を踏まえると、申立人の勤務期間に関する記憶は曖昧である。

また、申立人を知る同僚は、「申立人は、A社に入社してすぐに辞めており、その後、郵便局に勤めたはずである。」と証言しているところ、郵便局からは、「人事記録は残っていないものの、一時期臨時職員として勤務していたとの証言が職員OBから得られた。」との回答を得ている。

さらに、申立人と同じ高校を卒業して同時期にA社に入社した同僚3人は、入社日から3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、同社では、入社後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格取得届を社会保険事務所に提出していたものと推測される。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 12 月まで

私は、社会保険完備ということでA県のB事業所に就職して申立期間に勤務した。健康保険証を使用していたし、退職後には、失業保険も受給した。厚生年金保険の保険料控除を証明する関連資料は無いが、厚生年金保険に入れてもらっていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所を承継したC事業所の保管資料により、申立人は、昭和 37 年 12 月 17 日にB事業所に採用され、38 年 12 月 31 日付けで退職していることが確認できることから、申立人が、申立期間に同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A県が保管する申立期間当時の職員録及び定数外職員名簿の中に申立人の名前は無く、同県は、「県職員として任用していなかった可能性が高い。」と回答している。

また、申立人と同職種の同僚については、C事業所の保管資料並びにA県の職員録及び定数外職員名簿においても、在籍が確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げる者については、A県の職員録に名前の記載があるものの、連絡先が不明であることから、申立ての事実が確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に掲載されている被保険者は一人のみであり、申立人の名前は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで

私は、A社で社会保険事務を担当していた。退職に際しては、有給休暇を消化して辞めたはずなのに、なぜか昭和 57 年 11 月 21 日の資格喪失とされており、驚いている。また、本来の退職日（同年 12 月 20 日）の前に国民年金の資格取得があるのは、事情を説明して加入したはずなので、1 か月の空白期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 57 年 11 月 20 日まで勤務し、その後の 1 か月分の保険料は、自分が社会保険料を同社に納めて被保険者期間にしてもらったと主張しているところ、同社が保管する稟議書「退職辞令発令の件」により、申立人の退職日は同年 10 月 20 日であることが確認できる。

また、雇用保険の記録についても、申立人の離職日は、A社の退職辞令発令日である昭和 57 年 10 月 20 日で一致していることから、申立人の場合は、例外的に退職後の 1 か月間を延長し、同年 11 月 21 日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日にしたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管している被保険者原票により、昭和 57 年 11 月 25 日に申立人の健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

このほか、申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から12年6月21日まで

私は、申立期間中、A社に勤務していた。入社時に手取り金額は聞いたが、社会保険の話は無かった。給与明細書についてはよく確認しなかったが、厚生年金保険の被保険者だと思っていた。平成18年か19年ごろ事業主に確認したところ、被保険者だったと言われ、メモももらっているのので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳、事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳(支給控除一覧表)により、申立人は、平成4年1月から9年3月までの期間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「時期は忘れたが、申立人に厚生年金保険の資格取得手続を行う旨伝えたところ、給与の手取額が減るからといって反対されたので、手続は行わず、厚生年金保険料も控除しなかった。」と証言している。

さらに、社会保険庁が保管するA社に係る記録に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和62年6月21日以降、継続して国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 6 日から 41 年 4 月 16 日まで

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格について、昭和 40 年 4 月 6 日喪失とされているが、記憶では 41 年 4 月 15 日まで勤務した記憶がある。当時、兄が勤務していた会社に社用で出張した際、兄に会社内で面会して話をした記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元顧問弁護士によると、同社は商業登記簿上は法人として存続しているものの、平成 20 年 3 月 31 日に債務整理をし、現在は休眠状態との回答である上、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっているが、被保険者縦覧照会回答票によれば、元代表取締役を含めて 3 人が同年 2 月 29 日に資格喪失した以降は、被保険者は 1 人も確認できないところ、元代表取締役によれば、同社は同年 3 月 31 日に整理廃業しており、当時の資料は廃棄済みで現存せず、申立人が同社で勤務していた記憶はあるが、退職の理由及び時期など全く不明であると回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、A社において厚生年金保険の資格喪失日の前日（昭和 40 年 4 月 5 日）までの加入記録が確認できるものの、同日以降は、41 年 4 月 1 日にB社において資格取得するまで、雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 40 年 4 月 6 日に被保険者資格を喪失し、同年 4 月 22 日に健康保険証を社会保険事務所に返納した旨の記録が確認できる。

加えて、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる上司のC氏及び同僚のD氏は、既に死亡又は協力が得られない上、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人を記憶している者が一人もおらず、申立てに係る周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 24 日から 39 年 9 月ごろまで

私は、昭和 35 年 2 月から 39 年 9 月まで A 社で勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、35 年 9 月までしかない。39 年 9 月まで同社に勤務していたことは確かであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚の証言により、申立人が昭和 35 年 10 月以降も同社に勤務していた可能性がうかがえるものの、申立人が 39 年 9 月まで同社に勤務していたことまでは推認できない。

また、申立期間は、約 4 年の長期に及んでいることから、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、申立人が昭和 35 年 10 月以降に同社において被保険者資格を再取得した形跡は見当たらず、同社の被保険者名簿及び被保険者原票の更新状況を見ても、申立人の資格喪失日に係る社会保険事務所の記録に不自然な状況はうかがえない上、同社の被保険者数が数人程度と少ない中で、事業主が、申立人の給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所への納付を失念し続けていたとも考え難い。

さらに、A 社は、昭和 45 年 11 月に全喪しており、申立期間当時の関係書類を確認することはできない上、当時の事業主の親族に聴取しても、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできず、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 9 月 21 日から 12 年 11 月 21 日まで
② 平成 12 年 11 月 21 日から 15 年 5 月 30 日まで
③ 平成 16 年 2 月 29 日から同年 4 月 1 日まで
④ 平成 16 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 平成 16 年 11 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで

申立期間①及び②について、当時勤めていたA社及びB社は同一企業であるが、両社に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録と所持している給与明細書の支給額に相違があることが分かったので、記録を訂正してほしい。

申立期間③について、私はC社に平成 15 年 5 月 30 日から 16 年 3 月末まで勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、同社の厚生年金保険被保険者資格が同年 2 月 29 日喪失とされている。同社の同年 3 月分までの給与明細書があるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間④について、私はD社に平成 16 年 7 月から同年 10 月まで勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者記録が無い。しかし、私は同社での給与明細書を所持しているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間⑤について、私はE社に平成 16 年 11 月から 18 年 4 月まで勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者記録が無い。しかし、私は同社での給与明細書を所持しているので、当該期間について、厚生年金保険の被

保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、自身が保管している当該期間に係る給与明細書に記載された総支給額が、41万8,000円から53万円であることが確認できるにもかかわらず、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額が28万円から30万円とされているのは不合理であると主張している。

しかし、申立人が保管する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は2万370円から2万6,025円であることが確認できるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は28万円から30万円であり、社会保険庁の記録と一致する。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③、④及び⑤について、申立人が保管するC社、D社及びE社に係る給与明細書及び銀行の普通預金元帳から、申立人が当該期間に各社に勤務していたことは確認できる。

しかし、給与明細書によると、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から52年4月1日まで

私は、夫が事業主のA社で経理事務を担当していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間が空白期間となっていることが分かった。

夫の記録は継続しているにもかかわらず、私の記録だけが申立期間について空白となっているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険の被保険者であった事業主及び3人の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和51年7月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した約1か月後の同年8月19日に、健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる上、申立人が申立期間も被保険者であったとすれば記録されるはずの同年10月以降の定時改定及び随時改定に関する記載も無く、申立人に係る社会保険事務所の記録に不自然さはいかたがえない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の役員（監査役）であることが確認できるとともに、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時の同社の被保険者数は5人から7人であり、その中で社会保険事務を担当していた申立人が、申立期間における被保険者資格の得喪手続に全く関与していなかったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間において、申立人は、A社の事業主の妻であるとともに、同社の役員でもあった上、同社における社会保険の事務処理の責任者であり、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月22日から33年1月21日まで

私は船員手帳に記載のあるとおり、昭和31年3月22日から33年1月21日までA船に乗船していた。船員手帳にも「船員法の定めによる」と記載されているので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳及び後任者の証言から、申立人は申立期間についてA船に機関長として雇用されていたことが確認できる。

しかし、船員手帳の雇用契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、社会保険事務所の記録では、A船が船員保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、A船の事業主（船舶所有者）は既に他界しており、証言を得ることができない上、申立人の後任としてA船に乗船した同僚も、当該船舶に乗船していた期間の船員保険の被保険者記録が無い。

このほか、申立期間に係る申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月31日から58年4月1日まで

私は、昭和45年4月にA法人に就職した。同法人に問題が起こったため、組合を結成し、改善を求めてきた。そういった状況で、同法人から個人攻撃を受け、精神的にも肉体的にも疲れて休業、加療を余儀なくされ、54年3月から労災休業補償給付を受給していた。

A法人は責任を逃れるため、B法人に名称変更し現在に至っている。私は、この間に退職届を提出したことは一度も無く、平成17年3月まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の記録が無く、空白となっていることが分かった。A法人及びB法人に継続して在籍していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人の保管する人事記録によると、申立人は、A法人に昭和45年4月1日に採用され、54年3月2日から休職し、58年4月1日に復職していることが確認できる。

また、労働基準監督署の労災保険の給付記録によれば、申立人は、A法人に在職中の昭和53年12月1日に負傷し、休業補償給付を54年3月2日から58年3月31日まで受けていたことが確認できる上、申立人は、「休業補償給付を受けていた間の給与は無く、事業所と話し合いのできる状況でなかったため、厚生年金保険料を事業所に支払った記憶も無い。」と証言している。

さらに、B法人は申立人に係る昭和57年10月31日を資格喪失日とした厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び58年4月1日を資格取得日とした

厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書を保管している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 9 日から 42 年 3 月 27 日まで

私は、昭和 40 年 5 月から 42 年 3 月まで A 社の B 市 C 区の事業所と同市 D 区の事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社は、申立期間より後の昭和 42 年 6 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主の親族は、「経営者と従業員は共に厚生年金保険の適用事業所になった際に被保険者資格を取得したので、それ以前は給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立期間の前の記録は確認できるものの、A 社に係る記録は確認できない。

加えて、A 社の事業主は他界しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人の厚生年金保険料の控除に関する記憶も不明確である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 9 日から 33 年 3 月 1 日まで
② 昭和 33 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 22 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間の脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険整理番号*番から*番までの被保険者(申立人は*番)のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 3 月 22 日の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格を有する女性 46 人の支給記録を調査したところ、39 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 32 人は資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 6 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日まで
② 昭和 36 年 9 月 21 日から 38 年 5 月 11 日まで
③ 昭和 38 年 5 月 11 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 9 月 2 日から 40 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 8 月に A 社を退職後、雇用保険は受給せず 3 か月以内に B 社に勤務した。

私は、A 社に脱退手当金の手続を依頼したことも無いし、自分が受け取ったことも無いので、納得のいく説明をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 9 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 19 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 5 人について厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、同僚の中に厚生年金保険被保険者資格喪失日が近接し、脱退手当金支給決定日が申立人と同一の者も認められる上、同僚は、脱退手当金の説明を受け、代理請求してもらったと思うと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 11 月 16 日に支給決定されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 27 日から 38 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の加入記録について、脱退手当金が支給済みとのことだが、受給した覚えは無いので、支給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年3月1日の前後2年以内に資格喪失した者11人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4人について脱退手当金の支給記録が確認でき、4人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、同僚の中に厚生年金保険被保険者資格喪失日が近接し、脱退手当金支給決定日が同一の者も認められる上、同僚は、脱退手当金の説明を受け、代理請求してもらったと思うと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年7月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。